

標準的なLPガス料金のご案内

(函館地区：2020年4月検針分より適用)

毎月のガス料金は、各月のご使用量に応じて、下表のA・B・C・Dいずれかの基本料金（税込）および調整単位料金（税込）に基づき計算します。

| 区画 | ご使用量 | 基本料金（税込） | 調整単位料金（税込） |
|----|---|-------------|------------------------|
| A | 0m ³ ～7.0m ³ まで | 1,650.00円/月 | 465.90円/m ³ |
| B | 7.0m ³ を超え15.0m ³ まで | 1,958.00円/月 | 421.90円/m ³ |
| C | 15.0m ³ を超え30.0m ³ まで | 2,618.00円/月 | 377.90円/m ³ |
| D | 30.0m ³ を超える場合 | 3,938.00円/月 | 333.90円/m ³ |

※上記の調整単位料金は2020年4月検針分適用の値です。

※上記の料金表は、個別供給（建物ごとにLPガス容器を設置してガスを供給する方式）のお客さまに適用される標準料金です。

<計算例> LPガスを12.5m³ご使用の場合（2020年4月分の例）

上記料金表の区画Bで計算します。

ガス料金

7,231円

=

基本料金（税込）

1,958.00円

+

調整単位料金

421.90円

×

ご使用量

12.5m³

円未満切捨て

4月と10月に単位料金を見直します。【原料費調整制度】

為替レートや原油価格など外的な要因による輸入原料価格の変動を速やかにガス料金に反映させるため「原料費調整制度」を導入しております。

「基準平均原料価格（35,260円/ト）」をベースとして、毎年7月から12月、および1月から6月の半年間の平均原料価格が±5%の幅を超えて変動した場合、その変動額に応じて毎年4月と10月に単位料金の見直しを行ないます。

○調整単位料金の変更につきましては、3月・9月にお知らせいたします。

○基本料金は原料費調整制度の対象外のため、変更はございません。

延滞利息制度について

支払期限日（検針日の翌日から30日目）を経過してガス料金をお支払いいただいた場合、経過した日数に応じて1日あたり0.0274%の割合で算定した延滞利息をいただく制度です。

延滞利息は原則として、延滞利息の対象となるガス料金をお支払いいただいた直後に発生したガス料金に合算して、ご請求させていただきます。なお、支払期限日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合、または口座振替（初回振替および再振替）・クレジット決済の場合には、延滞利息はいただきません。